

第18節 障害物の除去

障害物の除去

□都市整備班

□総括班

□福祉班

【基本方針】

市は、被災者からの要望があった場合に被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、災害時応急対策活動応援協力協定締結団体や災害ボランティア等の支援を得て、住家またはその周辺に流入した土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路や河川等の障害物の除去を行う。

ただし、民地における障害物の除去は、公的機関による私権侵害にも繋がるおそれがある。このため、市は民地における障害物除去については、基本的にその行為を緊急に行わなければ被災者の人命、身体や財産に著しい被害を増幅させるおそれのある場合または障害物を放置した場合において周辺に二次災害を誘発するおそれがある場合、さらに障害物が周辺の公共施設機能を阻害するおそれがある場合等の要件を満たした場合について、被災者とその詳細を協議調整したうえで実施するものとする。

なお、がけ崩れ、土石流、地すべり並びに河川はん濫や内水はん濫等の浸水等によって、住家または周辺に運ばれた障害物の除去は市が、また道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が行う。

地震・津波災害時における障害物の除去対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第18節「障害物除去計画」に準ずる。